

## 話し合いの概要（平成 27 年 11 月 25 日）

(団体)

ある差別事象が差別を助長しているということを、誰が何を根拠に判断されるのか。

(県)

市町村、教育委員会から県に連絡を受けたケースは、それぞれにおいて主体的に判断されている。県が直接連絡を受けたケースは県のほうで、これまで判断してきた積み上げの中で判断している。

(団体)

人権意識の高揚を図るために差別事象一覧表を公表しているというのであれば、どういう対応をしてどういう解決に結びついたというところまで書くべきではないか。

(県)

差別事象一覧表は、人権の実態を公表するための基礎資料としているもので、そのために必要な情報を整理している。

(団体)

市町村等の判断基準にバラつきがあるものを県が一覧表にしてまとめるのは不適切ではないか。

(県)

市町村等の主体的な判断で、市町村等の考えるところにより報告があっていると考えている。

(団体)

差別事象一覧表を資料としてまとめることが、差別を助長し、かえって広げることになるのではないか。

(県)

差別事象一覧表は、人権の実態を公表するための基礎資料であり、人権の実態は、こういったことがあってはいけないことを知ってもらうことを含め、人権意識の高揚を図るために公表している。